

「銀の馬車道・鉱石の道」ウォーキングイベント等実施業務 委託仕様書

1 事業名

「銀の馬車道・鉱石の道」ウォーキングイベント等実施業務

2 目的

日本遺産として認定されたストーリーの魅力と地域の特色を広く発信するため、平成29年度に構築したウォーキング・サイクリングアプリの利用促進を図りつつ、銀の馬車道と鉱石の道の構成遺産や名所などを歩くツアーやスタンプラリーなどのイベントを展開し、地域内の来訪者の獲得につなげる。

3 業務内容

(1) スタンプラリーの企画・実施

日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」の構成遺産や名所をめぐるスタンプラリーを企画・実施する。

- ① 日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」を構成する6市町（姫路市・福崎町・市川町・神河町・朝来市・養父市）において、各市町5か所ずつ程度の構成遺産や名所を選定し、スタンプラリーのチェックポイントとする。

なお、チェックポイントの選定にあたっては施設の所在する市町と事前に調整するとともに来訪者がチェックポイントに気づきやすいように表示板等（所有者、管理者等との調整を含む。）を設置する。

- ② チェックポイントにはスタンプ台を設置し、チェックポイントごとに統一的なデザインで各チェックポイントごとに異なったキーワードを入れたスタンプを作成し、配置する。

なお、スタンプは1つのチェックポイントごとに予備も含めて3個作成する。

- ③ スタンプラリーにおいて使用する台紙を作成する。台紙は折りたたんだ状態でA4サイズ、観音開きでA4サイズ8ページで構成し、スタンプラリーの実施に必要なチェックポイントの場所や注意事項などを分かりやすく記載すること。

- ④ スタンプラリーの期間や応募に必要なスタンプの個数などの条件を設定し、応募者の中から抽選により30名に賞品（賞品は各市町のPRグッズとし、各市町において準備し受託者に提供する。）を発送する。

なお、応募条件はスタンプラリー参加者が広く構成6市町をめぐるよう条件を設定するとともに広く参加者が集まるよう広報を行うこと。

- ⑤ 台紙は7,000部作成し、チェックポイント・構成市町ごとの指定部数に分け、配送する。
- ⑥ スタンプラリーに合わせて、今後の事業展開の参考となるようアンケートを実施し、集計・分析を行い、報告書を提出すること。

(2) ウォーキングツアーの開催

バスツアーを企画し、日本遺産「播但貫く、銀の馬車道 鉱石の道」の構成遺産や名所をめぐるウォーキングを実施する。

- ① バスツアーのコースは日本遺産を構成する6市町のうち3市町以上の構成遺産等を巡るコースを設定し、1か所以上においてウォーキングを行う。

なお、コースは異なる2つのコースを設定するものとし、日本遺産を構成する6市町は必ずいずれかのコースに含まれるものとする。(重複も可とする。)

- ② 設定した2つのコースにおいて、それぞれ2回バスツアーを実施する。
- ③ バスツアー1回の定員は40人、最少催行人員は20人とする。
- ④ バスツアーのバス代、食事代、保険料等に関する個人負担金として上限8,000円未満の負担金を徴収すること。
- ⑤ ツアーには日本遺産として認定されたストーリーの魅力と地域の特色が説明できる案内人を配置すること。
- ⑥ イベントの周知のため、雑誌、チラシ、ウェブ、SNS等の媒体を用いた効果的な情報発信を行い、参加者の確保に努めること。
- ⑦ バスツアーに合わせて、今後の事業展開の参考となるようアンケートを実施し、集計・分析を行い、報告書を提出すること。

(3) WEBアプリの改修

- ① 平成29年度に構築したスマートフォン用WEBアプリを改修し、パソコンからの閲覧に対応させる。
- ② WEBアプリの掲載スポットを追加する。追加するスポット数は1市町あたり5地点とし、追加スポットについては各市町が選定し、掲載情報を提供するものとする。
- ③ 掲載スポットの追加に合わせ、地図情報についても改修すること。

4 イベント実施期間

平成30年10月～平成31年3月中旬までの期間に実施する。

5 委託期間

委託契約締結日から平成31年3月20日（水）まで

6 予定価格

2,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7 業務委託者

日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会

8 成果品

(1) 事業実施報告書（業務結果分析報告書を含む。）

A4判カラー両面印刷 12部

(2) 業務に係る電子データ 一式

9 特記事項

詳細は委託契約に定めるものとする。

(1) 本業務により作成された成果物等の著作権は、「日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会」に属するものとする。

(2) 委託業務の遂行にあたり関連する法規等がある場合は、当該法規等を順守すること。

(3) その他、本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定める。